

**平成 29 年度
行政評価報告書
(事務事業評価)**

**平成 30 年 11 月
木島平村**

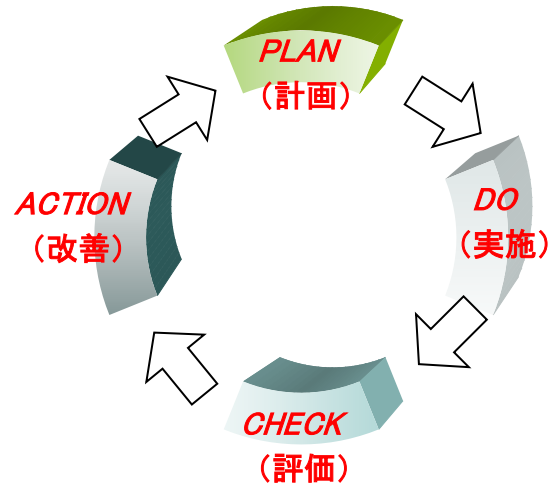
1. 行政評価の目的

行政評価とは、行政が行う施策や事業を予算や人件費、成果など総合的に勘案しながら検証・評価を行い、その評価結果に基づく改善を次年度以降の行政運営の企画・立案に反映させていく仕組みです。

行政運営の透明性と住民にわかりやすい自治体経営を確立し、村民の信頼と満足度の向上を図るものです。

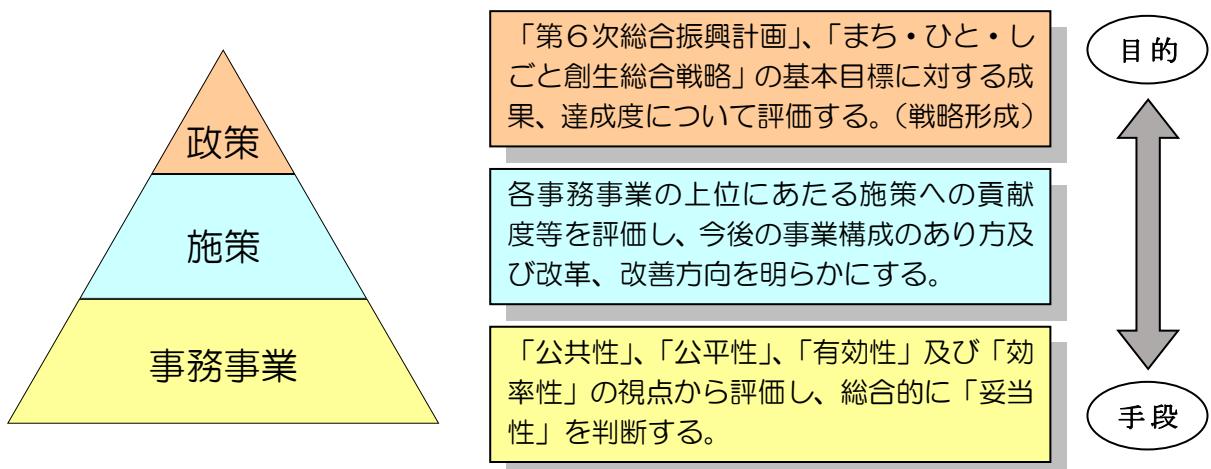
目標設定した計画（Plan）に基づき、それを実現するために事業を実施（Do）した後、事業の成果を測定し評価（Check）することによって、事業の改善（Action）を図ります。従来の自治体経営に欠けていたこのようなPDCA サイクルを構築することにより、行政評価を実施する重要な意義があります。

このPDCA サイクルを定着させることにより、目的意識（誰のために、どのような意図で行っているのか）を明確にするとともに限られた財源や人的資源が成果（結果）としての質的な改善につながります。



2. 行政評価の体系

行政評価には、政策目的体系により3階層に区分された「政策評価」・「施策評価」・「事務事業評価」の3種類があります。これらが相互に「目的 ⇄ 手段」の関係を持ちながら、一つの体系を形成しています。



3. 事務事業評価

事務事業評価は、「木島平村総合振興計画」、「木島平村まち・ひと・しごと創生 総合戦略」を構成する事務事業を対象に客観的な基準や成果指標から「公共性」、「公平性」、「有効性」及び「効率性」の視点から評価し、総合的に「妥当性」を判断します。事務改善を図るとともに、より効果的な行政サービスを提供するために実施します。

(1) 評価対象

予算体系の事業単位を基本とし、平成29年度に実施した事務事業のうち、次の条件に該当する事務事業を除外した58事業です。

- ① 当初予算額が20万円未満のもの
- ② 公共施設の維持管理等、経常的な支出が見込まれるもの（指定管理を含む）
- ③ 法令等に基づく事業のうち、支出額の範囲も法令等で定められ、村に裁量の余地がないもの

【各課等の評価事務事業数】

課等名	評価数	課等名	評価数
総務課	9	産業企画室	3
民生課	16	建設課	8
産業課	11	教育委員会	11
		計	58

(2) 評価方法

① 担当評価

事業を行っている担当者及び担当係内で事業内容や指標達成度、人件費などの視点から自己分析し、評価します。

② 内容確認

担当評価の内容を政策情報係でチェックします。（決算額、財源等の確認）

③ 最終評価

木島平村行政評価実施要綱により、木島平村行政評価庁内委員会を設置し、最終評価をしました。評価結果は、公表するとともに評価内容は次年度予算へ反映します。

(3) 評価結果

総合評価	評価数
A 継続（現行どおり継続／拡充して実施）	22
B 継続（成果の向上／事業の充実化）	34
C 改善・縮小（業務見直しによる事業改善／住民ニーズの減少など）	2
D 廃止・休止（当初目的の達成／事業の必要性が低い場合など）	0
計	58